

○ 発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）

改正案	現行
<p>(公告の方法)</p> <p>第三条 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号。以下この条において「<u>電子手続府令</u>」という。）第一条の規定は法第二十七条の二十二の第二項において準用する法第二十七条の三第一項の規定による公告を電子公告（令第十四条の三の四第一項第一号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）により行う者について、<u>電子手続府令</u>第二条の規定は法第二十七条の二十二の第二項において準用する法第二十七条の三第一項の規定による公告を電子公告の方法により行おうとする者について、それぞれ準用する。この場合において、<u>電子手続府令</u>第一条中「方式で、電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に記載すべきこととされている事項を、入力して行わなければならない。ただし、当該事項のうち押印及び署名については省略できる」とあるのは「方式で行わなければならない」と、<u>電子手続府令</u>第二条第一項中「登録届出者」とあるのは「<u>公告届出者</u>」と、「<u>第一号様式</u>」とあるのは「<u>第五号様式</u>」と、「<u>電子開示システム登録届出書</u>」とあるのは「<u>電子公告届出書</u>」と、「<u>電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に</u>」とあるのは「<u>公開買付届出書</u>を」と、「提出しなければならない」とあるのは「提出しなければならない。ただし、既に開示用電子情報処理組</p>	<p>(公告の方法)</p> <p>第三条 開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四十五号）第一条の規定は法第二十七条の二十二の第二項において準用する法第二十七条の三第一項の規定による公告を電子公告（令第十四条の三の四第一項第一号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）により行う者について、<u>同府令</u>第二条の規定は法第二十七条の二十二の第二項において準用する法第二十七条の三第一項の規定による公告を電子公告の方法により行おうとする者について、それぞれ準用する。この場合において、<u>同府令</u>第一条中「方式で、電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に記載すべきこととされている事項を、入力して行わなければならない。ただし、当該事項のうち押印及び署名については省略できる」とあるのは「方式で行わなければならない」と、<u>同府令</u>第二条中「<u>第一号様式</u>」とあるのは「<u>第五号様式</u>」と、「<u>電子開示システム登録届出書</u>」とあるのは「<u>電子公告届出書</u>」と、「<u>電子開示手続又は任意電子開示手続を文書をもって行う場合に</u>」とあるのは「<u>公開買付届出書</u>を」と、「提出しなければならない」とあるのは「提出しなければならない。ただし、既に開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第一項（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号</p>

織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第一項（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）第十七条の二第一項、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）第二十七条の五第一項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）第九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出を行っている場合はこの限りでない」と、同条第二項中「電子開示システム登録届出書」とあるのは「電子公告届出書」と、「登録届出者」とあるのは「公告届出者」と、「電子開示手続又は任意電子開示手続」とあるのは「電子公告」と、同条第三項から第五項までの規定中「登録届出者」とあるのは「公告届出者」と、「電子開示システム登録届出書」とあるのは「電子公告届出書」と読み替えるものとする。

（削る）

）第十七条の二第一項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）第九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出を行っている場合はこの限りでない」と、同条第四項中「電子開示手続又は任意電子開示手続」とあるのは「電子公告」と読み替えるものとする。

2 | 前項において読み替えて準用する開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第一項ただし書の規定により同項の電子公告届出書の提出を行わない場合においては、同項ただし書に規定する届出により通知された開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第四項（企業内容等の開示に関する内閣府令第十七条の二第二項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第九条第二項において準用する場合を含む。）の識別番号及び暗証番号を前項において準用する開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第二条第四項の識別番号及び暗証番号とみなす。

2 | 3 | (略)

3 | 4 | (略)

○ 発行者による市場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）

改正案	現 行
<p>【第五号様式】</p> <p style="text-align: right;">届出日：平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">電子公告届出書</p> <p style="text-align: center;">_____ 財務（支）局長 殿</p> <p>電子開示システム（法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織をいう。）により公告を行いたいので、添付書類(2)とともに電子公告届出書を提出いたします。</p> <p><u>1. 仮登録番号(3)</u> 2・3 (略)</p> <p><u>4. 設立日(6)</u></p> <p><u>5. 本店所在地(7)</u></p> <p><u>6. 電話番号(8)</u> (削る)</p> <p>7・8 (略) (削る)</p> <p><u>9. 連絡先電子メールアドレス(11)</u></p> <p><u>10. その他(12)</u> (記載上の注意)</p> <p>(1) <u>公告届出者が</u>外国法人である場合には、以下の規定に準じて記載すること。この場合、「<u>6. 電話番号</u>」の次に「<u>6-2 代理人の氏名又は名称</u>」、「<u>6-3 代理人の署名</u>」（代理人が法人である場合には、その代表者の署名）、「<u>6-4 代理人の住所又は所在地</u>」及び「<u>6-5 代理人の電話番号</u>」の項を設け、代理人について記載すること。また、「<u>7. 連絡場所</u>」から「<u>9. 連絡先電子メールアドレス</u>」までは、<u>代理人の事務担当者（当該電子公告届出に係る担当者をいう。以下この様式において同じ。）</u>について記載すること。</p> <p>(2) 添付書類 第3条第1項において準用する開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成14年内閣府令第45号）<u>第2条第4項各号</u>に掲げる<u>公告届出者</u>の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付すること。</p> <p><u>(3) 仮登録番号</u> 第3条第1項において準用する開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令第2条第1項に規定する番号を記載すること。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p><u>(6) 設立日</u></p>	<p>【第五号様式】</p> <p style="text-align: right;">届出日：平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">電子公告届出書</p> <p style="text-align: center;">_____ 財務（支）局長 殿</p> <p>電子開示システムにより公告を行いたいので、添付書類(2)とともに電子公告届出書を提出いたします。</p> <p><u>1. 金融庁整備番号(3)</u> 2・3 (略) (新設)</p> <p><u>4. 本店所在地(6)</u></p> <p><u>5. 電話番号(7)</u></p> <p><u>6. 事務連絡者の役職氏名(8)</u> 7・8 (略)</p> <p><u>9. 連絡先FAX番号(11)</u></p> <p><u>10. 連絡先電子メールアドレス(12)</u></p> <p><u>11. その他(13)</u> (記載上の注意)</p> <p>(1) <u>登録届出者が</u>外国法人である場合には、以下の規定に準じて記載すること。この場合、「<u>5. 電話番号</u>」の次に「<u>5-2 代理人の氏名又は名称</u>」、「<u>5-3 代理人の署名</u>」（代理人が法人である場合には、その代表者の署名）、「<u>5-4 代理人の住所又は所在地</u>」及び「<u>5-5 代理人の電話番号</u>」の項を設け、代理人について記載すること。また、「<u>6. 事務連絡者の役職氏名</u>」から「<u>10. 連絡先電子メールアドレス</u>」までは、<u>代理人の事務連絡者（当該電子公告届出者に係る担当者をいう。以下同じ。）</u>について記載すること。</p> <p>(2) 添付書類 第3条第1項において準用する開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令（平成14年内閣府令第45号）<u>第2条第6項各号</u>に掲げる<u>登録届出者</u>の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付すること。</p> <p><u>(3) 金融庁整備番号</u> <u>金融庁整備番号（金融庁より付与された提出者番号をいう。）</u>がある場合に記載すること。</p> <p>(4)・(5) (略) (新設)</p>

<p><u>法人の設立年月日を記載すること。</u></p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(9) 連絡場所 <u>事務担当者</u>に係る連絡場所の所在地を記載すること。</p> <p>(10) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(11) 連絡先電子メールアドレス <u>事務担当者</u>又は連絡場所の電子メールアドレスを記載すること。</p> <p>(12) (略)</p>	<p>(6)・(7) (略)</p> <p>(8) <u>事務連絡者の役職氏名</u> <u>事務連絡者の役職及び氏名を記載すること。</u></p> <p>(9) 連絡場所 <u>事務連絡者</u>に係る連絡場所の所在地を記載すること。</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) <u>連絡先FAX番号</u> <u>連絡場所のFAX番号を記載すること。</u></p> <p>(12) 連絡先電子メールアドレス <u>事務連絡者</u>又は連絡場所の電子メールアドレスを記載すること。</p> <p>(13) (略)</p>
---	---